

宗像市と株式会社イズミとの包括連携に関する協定書

宗像市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による取組みを推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域産業の活性化に関すること
- (2) 行政及び地域の情報発信に関すること
- (3) 健康づくりに関すること
- (4) 子育て支援に関すること
- (5) 教育及び青少年の育成に関すること
- (6) 高齢者及び障がい者等の福祉に関すること
- (7) 地域の安全・安心に関すること
- (8) 環境対策に関すること
- (9) 観光及び文化・スポーツの振興に関すること
- (10) その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議のうえ、取組みごとに別途取り決める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する取組みの検討及び実施により知り得た情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヵ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し入れを行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（疑義等の解決）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

この協定の締結にあたり本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年10月26日

甲 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市

宗像市長

谷井博美

乙 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社イズミ

専務取締役 営業本部長

振原雄一朗